○九州地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十号及び五十七号　大分市大字大分字上井東四三〇一番一から同市大字大分字上井東四二九六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十二日

○九州地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
多久市北多久町大字小侍一一九〇番一から同市北多久町大字小侍一一一九番八七まで	前	一三・〇〇～三八・五四メートル	〇・三二〇キロメートル
	後	一四・三四～四〇・四〇メートル	〇・三二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三号　多久市北多久町大字小侍一一九〇番一から同市北多久町大字小侍一一一九番八七まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十一日

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町野上一五九番一地先から同町豊里五三六番一まで	前	一〇・二九～一六七・六〇メートル	〇・八〇八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　北海道開発局長　本田　幸一

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町下舌辛一一線四七番二から同市阿寒町下舌辛一二線四八番一地先まで	前	一二・九〇～七八・二九メートル	〇・〇八三キロメートル
	後	一二・九〇～七八・二九メートル	〇・〇八三キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道余市郡仁木町北町一〇丁目一〇番一から同郡余市町栄町一四番まで	前 A	一一・〇六～五九・二四メートル	五・七七〇キロメートル	
	後 B	一一・〇六～五九・二四メートル 一三・〇〇～三八四・〇一メートル	五・七七〇キロメートル 三・九七四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十八号及び三百三十六号